

秘密保護法 解説

第14回 研修会「秘密保護法施行における刑事法上の問題点」報告

秘密保護法対策本部委員 氏家 宏海 (61期)

2014年7月24日、弁護士会館において、日弁連秘密保護法対策本部副部長の海渡雄一弁護士（第二東京弁護士会）を講師に迎え、「秘密保護法施行における刑事法上の問題点」と題した研修会が実施された。

秘密保護法は、昨年12月成立、同月公布され、公布の日から1年以内に施行することとされている。同法には、漏えい罪（同法23条）、不正取得罪（同法24条）、共謀罪、教唆罪及び煽動罪（同法25条）の罰則が定められており、最高刑は懲役10年である。今回の研修会では、成立した秘密保護法の内容から、刑事法上の問題点までわかりやすく説明していただいた。以下で、研修会で指摘された問題点の概要を報告する。

1 刑事法上の問題点

秘密保護法には、秘密の特定等についてのチェック機関となるべき第三者機関は法定されておらず、その他、秘密が適切に指定されていることを確認する手続もないことが指摘された。内部告発者が刑事処罰から解放されることを保障する規定がなく、法律による特定秘密漏えいの刑事処罰とどのような関係にあるのかが不明である。また、特定秘密とされるべき事項について、「防衛に関する事項」、「外交に関する事項」等限定列挙されているが（法第3条、別表第1号）、ツワネ原則（「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」）において示されているような秘密指定してはならない事項に関する規定がなく、解釈次第では特定秘密の対象が広範囲に亘りうることになる。そのため、秘密が適正に指定されているかを争う場合には、これらの点が問題となることが指摘された。

また、特定秘密に到達する前に被疑者が検挙された場合、弁護活動は極めて困難になることが予想される。すなわち、被疑者本人にも秘密内容が不明であ

り、起訴後においても、起訴状に秘密とされている事項が明記されないことが予想され、これを弁護人が調査しようとすれば、かかる弁護活動自体が、秘密保護法違反に問われかねないことになる。

2 特定秘密の立証の問題点

秘密保護法においては、特定秘密の立証責任が国にあることが明記されていない。秘密の立証について、政府は外形立証（①秘密の指定基準（指定権者、指定される秘密の範囲、指定及び解除の手続）が定められていること ②当該秘密が国家機関内部の適正な運用基準に則って指定されていること ③当該秘密の種類、性質、秘扱いする由縁等を立証することにより、当該秘密が実質秘であることを推認する方法）によって行うとしているが、秘密の具体的内容に言及せず情報の実質に基づく秘密指定の適否の議論は困難であること、とりわけ、被告人側が、秘密指定の適法性を争い、特定の濫用性を主張する場合には、外形立証だけでは反証不能となることが指摘された。

また、弁護人が秘密の開示を受けたとしても、特定秘密の指定が解除されなかった場合、弁護人は特定秘密の内容に公判廷で言及できるのかが不明であり、訴訟活動そのものが秘密保護法違反の罪に問われかねないことになる。

3 終わりに

研修会の終わりには活発な質疑応答がなされた。その中で、秘密保護法違反事件においては、弁護活動自体が秘密保護法違反になりうるおそれがあるので、弁護活動に組織的バックアップが必要ではないか、当番弁護や国選事件においても、複数選任の必要性があるのではないかと意見が出された。今後、秘密保護法の施行を見据えた体制作りが必要になると思われる。